

大学・社会人支援費交付要項

1 目的

国民スポーツ大会や全国障害者スポーツ大会等で活躍が期待される大学・社会人の個人及び団体（以下「個人等」という。）に対して、強化練習会や合宿、遠征等の強化活動に要する費用等を支援することで、選手の更なる競技力向上を図る。

2 補助対象

国民スポーツ大会や全国障害者スポーツ大会等で活躍が期待される大学・社会人の個人等で、支援を必要とする者。

3 補助対象経費等（領収書の宛名は、補助対象の個人名・団体名（チーム名）とする。）

- (1) 交通費 強化合宿、合同練習、遠征等の強化活動に参加する選手、指導者、講師（トレーナー含む）の交通費
- (2) 宿泊費 県内外1泊9,800円（税込）以内を原則とする。ただし、本会が定めた宿泊料金を超過する部分は、補助対象外とする。
- (3) 使用料賃借料 会場借上料、競技用器具使用料等
- (4) 報償費 上限1回20,000円 ※合宿練習等の講師の謝礼
- (5) 需用費 競技用消耗品費等
- (6) 役務費 通信運搬料、振込手数料

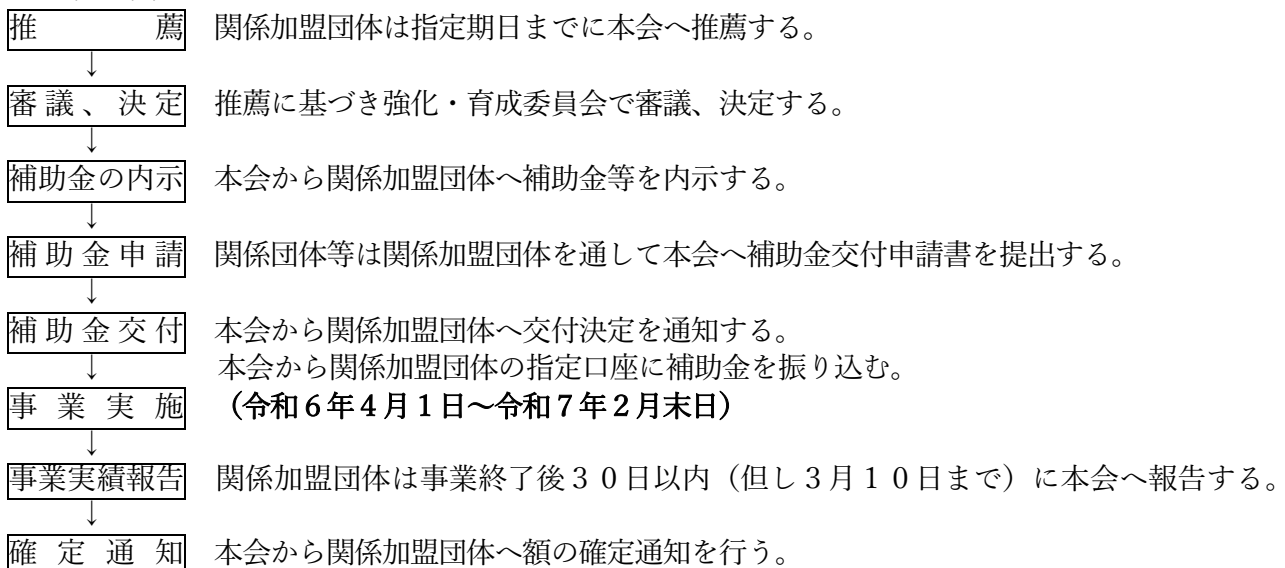
※ 活動状況及び実績を考慮して、年度間1回、別に定める基準により補助する。

※ 宮崎県又は本会等の補助金と重複する場合は、重複する部分の補助金は交付しない。

4 対象個人等の決定

- (1) 関係加盟団体の推薦に基づき強化・育成委員会で決定した場合。
- (2) 強化・育成委員会の指定を受けた場合。但し、この場合は事後に関係加盟団体の推薦を受けなければならない。

5 事務手続き



6 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

7 この要項は、平成24年4月1日から施行する。

平成27年	4月1日一部改正	令和3年4月1日一部改正
平成29年	11月7日一部改正	令和6年4月1日一部改正
平成31年	4月1日一部改正	